

# 再 申 入 書

令和元年5月31日

東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階  
一般社団法人 全国レンタカー協会  
会長 岩崎 貞二 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松 久 三四彦



〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の一般社団法人全国レンタカー協会（以下「貴法人」といいます。）に対する平成30年8月2日付申入書に対する、貴法人からの2019年3月1日付回答書を受けて、当法人は、貴法人に対し、改正の内容における以下の条項について、再度の検討を申し入れます。

## 1 検討を要する条項

### (1) 第18条第5項

貴法人は、本条項について、「放置駐車違反者が反則金を納付しないなどの場合の規定であり、貸渡契約の直接の義務者ではなく」と主張されており、その主張の趣旨は、本条項に基づく運転者の義務は、契約上の義務ではなく、法律上当然負うべき義務を明記したにすぎないというものと解されます。

しかし、本条項の第2号には、「当社が別に定める駐車違反違約金」とあり、「駐車違反違約金」が契約上の定めに基づくことは明らかです。

また、本条項の第3号についても、同号の掲げる費用の全てを法律上当然に運転者が負担するべきものと解することはできず、これら全てを運転者に負担させ

るためには、かかる義務が契約上の合意として定められる必要があります。

したがって、本条項は、運転者に対し、契約上の義務を負わせる趣旨の規定といわざるを得ません。契約当事者ではない運転者に約款上の支払義務を負わせるかのような記載や、その権利を制限しているかのような記載がなされていることは不適當であり、修正が必要と考えます。

(2) 第18条第6項

後述のとおり、運転者の個人情報をも同人に無断で第三者に提供することは不適當と考えられますので、修正が必要と考えます。

(3) 第18条第7項

前記のとおり、第18条第5項第2号（駐車違反違約金に関する規定）は、契約当事者ではない運転者に対して契約上の義務を負わせる趣旨の規定であり、同号の存在を前提とする本条項は修正が必要です。

また、本条項では、「当社が別に定める額の駐車違反金」の支払義務を運転者にも負わせるかのような記載がされていますが、「当社が別に定める額の駐車違反金」は契約上の定めに基づくものであり、契約当事者ではない運転者にかかる契約上の義務を課すことはできませんので、この点からも本条項は修正が必要です。

(4) 第27条第6項

改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、借受人はレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害についてレンタカー会社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできない旨の規定の後に、「ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。」と加筆された点は、この表現からしますと、借受人は損害賠償等を請求できないことが原則であり、レンタカー会社の故意又は重過失の立証責任を負う（借受人がレンタカー会社の故意又は重過失を立証できなければ、借受人は損害賠償請求をすることができない）かのように解釈又は運用される恐れがあります。

そのため、本条項を、上記のような問題が生じない形の規定に改めることをご検討ください。

(5) 第28条第1項及び第2項

改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたこと

については、異論ありません。

他方、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又はレンタカー会社に損害を与えたときはその損害を賠償する旨の規定の後に、「ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」と加筆された点は、この表現からしますと、借受人が損害賠償等の責任を負うことが原則であり、無過失であることの立証責任を負う（借受人が同人及び運転者の無過失を立証できなければ、借受人は損害賠償等の責任を免れることができない）かのように解釈又は運用される恐れがあります。

そのため、借受人又は運転者に故意又は過失がある場合には、借受人が損害賠償等の責任を負う旨の規定に改めることをご検討ください。

(6) 第33条

貴法人は、本条項について、「放置駐車に関連する規定」であることを理由に修正しないとしています。

しかし、個人情報情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意を得る必要があるところ（個人情報保護に関する法律第23条第1項）、運転者は、契約当事者ではないため、本条項により個人情報の第三者への提供について同意があると解することはできません。

したがって、運転者の個人情報情報を第三者に提供できる等とする本条項は修正が必要であり、同意書の取付け等により、運転者から、その個人情報情報を第三者に提供することへの同意を得ることが必要と考えます。

(7) 改正前の第36条

本条項では、「借受人又は運転者」が金銭債務の履行を怠ったときに、レンタカー会社に対する年率14.6%の遅延損害金の支払義務を定めていますが、今回の改正の内容では言及がありませんでした。

年率14.6%の遅延損害金は、法律上定められた遅延損害金ではなく、契約上の定めによるものです。

したがって、契約当事者ではない運転者に約款上の支払義務を負わせるかのような記載は不相当であり、本条項は修正が必要です。

2 ご回答について

つきましては、本申入れに対する貴法人のお考えを、令和元年6月28日までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当NPO法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上